

參考資料

ILO基準の社会保障給付の項目と該当する日本の制度

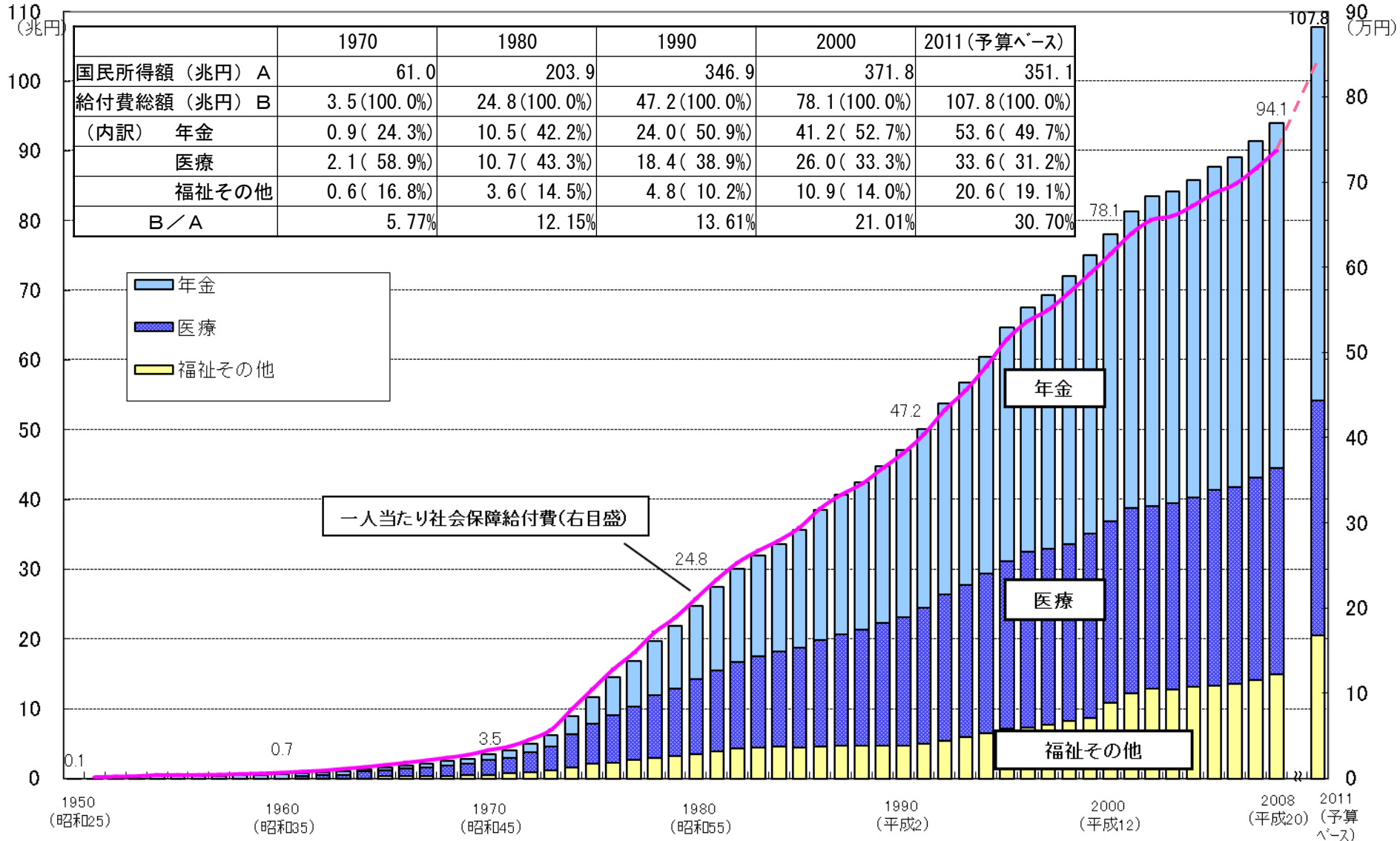
	ILO定義	日本の例
高齢	退職によって労働市場から引退した人に提供される全ての給付が対象	厚生年金: 老齢年金 国民年金: 老齢年金、老齢福祉年金 厚生年金基金、農業者年金基金等: 老齢年金等 各種共済組合: 退職共済年金 各種恩給 介護保険の給付及び社会福祉の老人福祉サービス等 (注) 高齢者の医療費は「保健医療」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
遺族	保護対象者の死亡により生じる給付が対象	厚生年金: 遺族年金 国民年金: 遺族年金および一時金 各種共済組合: 遺族年金および一時金 戦争犠牲者: 遺族等年金等 (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「労働災害」に含む
障害	部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象	厚生年金: 障害年金および一時金 国民年金: 障害年金 各種共済組合: 傷害年金および一時金 公衆衛生: 予算接種事故救済給付 社会福祉: 特別障害者手当、障害者自立支援給付等
労働災害	保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象	労働者災害補償保険、船員保険、公務員の災害補償保険

	ILO定義	日本の例
保健医療	病気、傷害、出産による保護対象者の健康状態を維持、回復、改善する目的で提供される給付が対象	健康保険制度の療養給付、出産給付、傷病手当金、特定健診・保健指導事業費等 各種共済組合：短期（医療）給付・出産給付・休業給付 公衆衛生：予防接種事故救済給付・現金給付等 社会福祉：自立支援医療費 (注)労働災害補償制度から支給される給付は「労働災害」に含む (注)生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
家族	子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付が対象	雇用保険等の育児休業給付、介護休業給付 児童手当 公衆衛生：家族介護手当、介護加算 社会福祉：児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童福祉サービス（児童保護費、児童健全育成事業等）
失業	失業した保護対象者に提供される給付が対象	雇用保険等、船員保険：求職者給付、雇用継続給付、雇用安定事業 (注)雇用継続給付の育児休業給付及び介護休業給付は「家族」に含む (注)雇用安定事業は、失業者以外に在職者や雇用主対象の給付も含む
住宅	住居費の援助目的で提供される給付	生活保護制度：住宅扶助費
生活保護その他	定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金及び現物給付が対象	生活保護：諸扶助費 各種共済組合：災害見舞金等 (注)ただし、生活保護の住宅扶助は「住宅」に含む

(注)ILO定義とは「第19次社会保障費用調査」の基準である。

(出典)国立社会保障・人口問題研究所「平成20年度 社会保障給付費」

社会保障給付費の推移



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成20年度社会保障給付費」、2011年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2011年度の国民所得額は平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成23年1月24日閣議決定)

(注) 図中の数値は、1950, 1960, 1970, 1980, 1990, 2000及び2008並びに2011年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

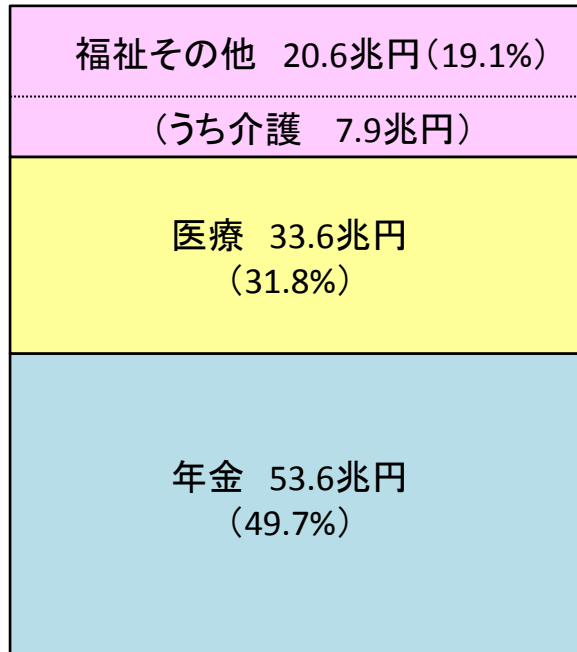
(注) 地方自治体が地方の財政のみにより行っている事業等の費用は国内の統計資料の制約から基本的には含まれていない。

社会保障の給付と財源

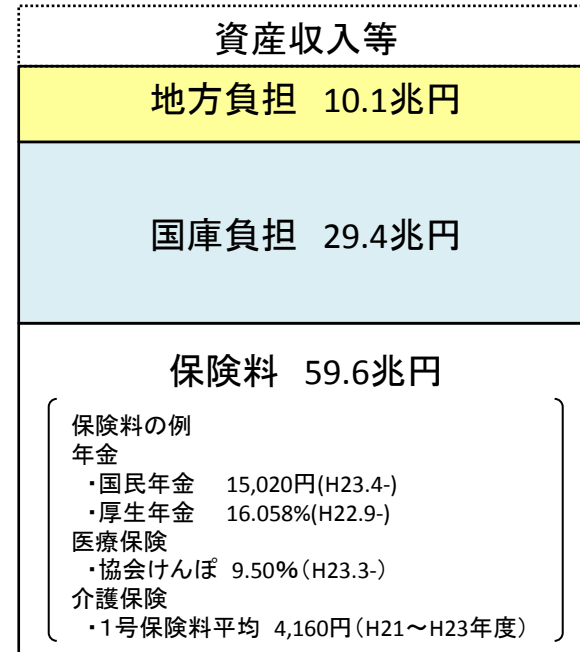
- 社会保障給付費は約107.8兆円(年金が約5割、医療が約3割)
- この給付(107.8兆円)を保険料(約6割)のほか、国と地方の公費(約4割)などの組合せにより賅っている

社会保障給付費(平成23年度当初予算ベース)

給付費 107.8兆円



財源 99.1兆円+資産収入



直近の実績値(平成20年度)

- ・ 社会保障給付費 94.1兆円(NI比26.8%)
- ・ 財源構成 保険料 57.4兆円、公費32.7兆円
(ほか資産収入など)

(注) 地方自治体が地方の財政のみにより行っている事業等の費用は基本的には含まれていない。

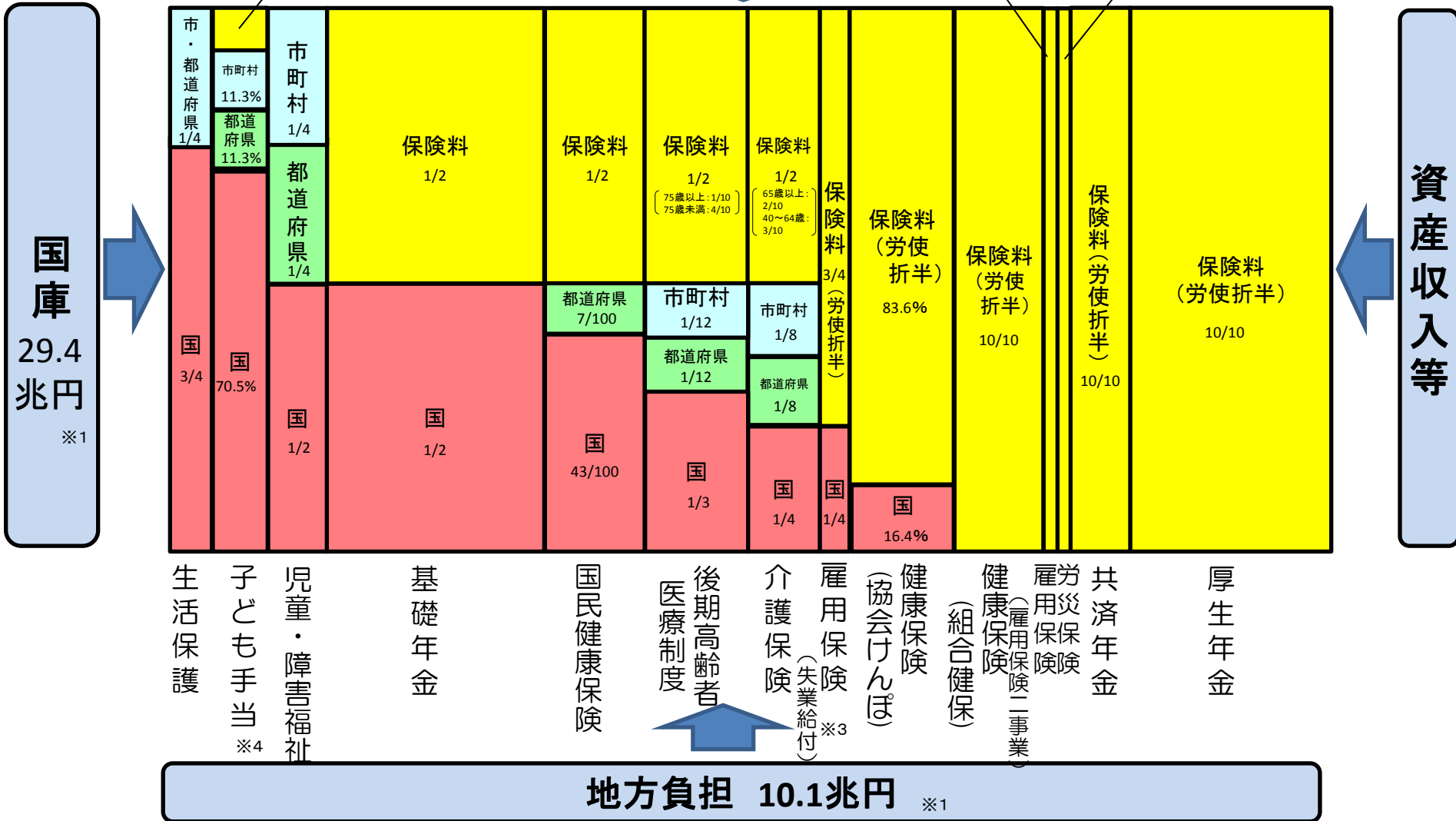
社会保障財源の全体像(イメージ)

保険料 59.6兆円 ※1, 2

事業主拠出金
7.0%

保険料 10/10
(全額事業主負担)

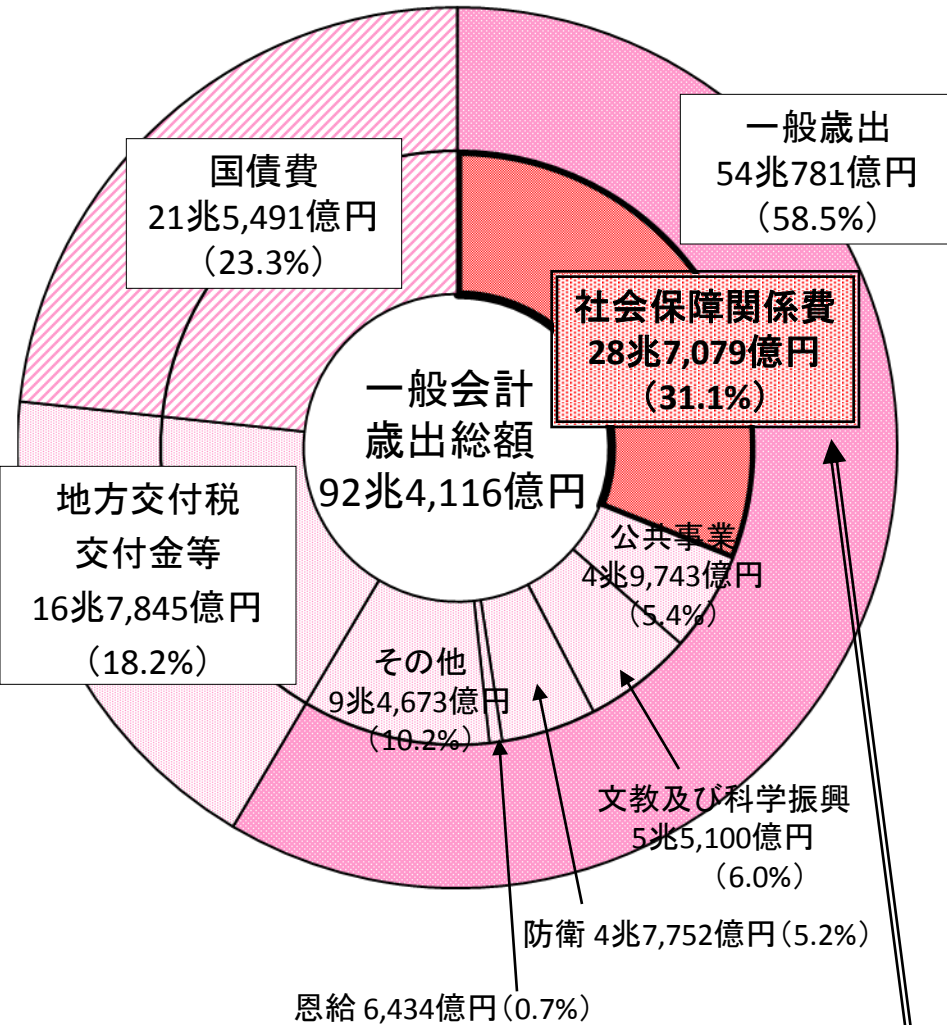
保険料 10/10
(全額事業主負担)



※1 保険料、国庫、地方負担の額は平成23年当初予算ベース ※2 保険料は事業主拠出金を含む。
 ※3 雇用保険(失業給付)については、当分の間、国庫負担額(1/4)の55%に相当する額を負担。
 ※4 児童・障害福祉のうち、児童入所施設の措置費は負担割合は、原則として、国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2となっている。
 (注) 地方自治体が地方の財政のみにより行っている事業等の費用は基本的には含まれていない。

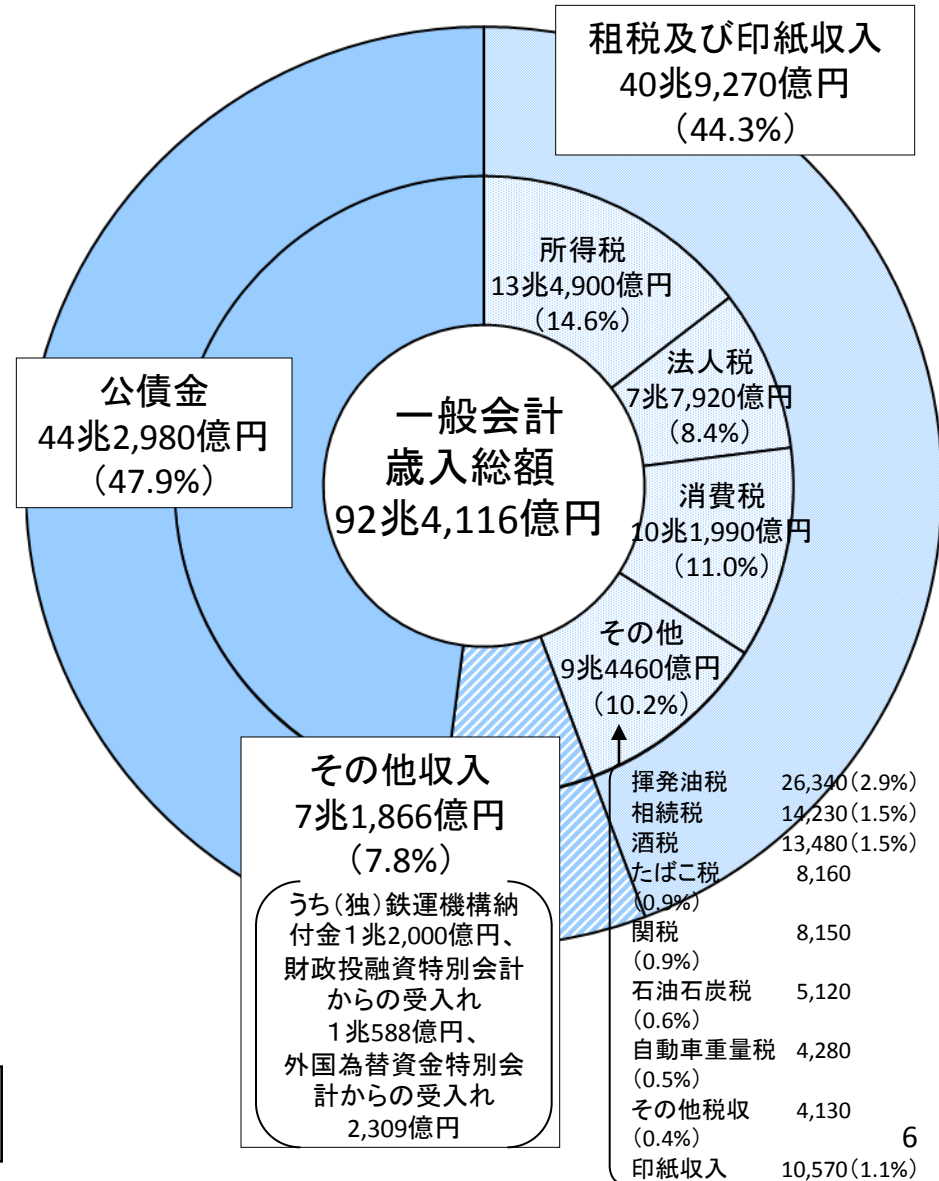
国の一般歳出と社会保障関係費(平成23年度政府予算案)

歳出



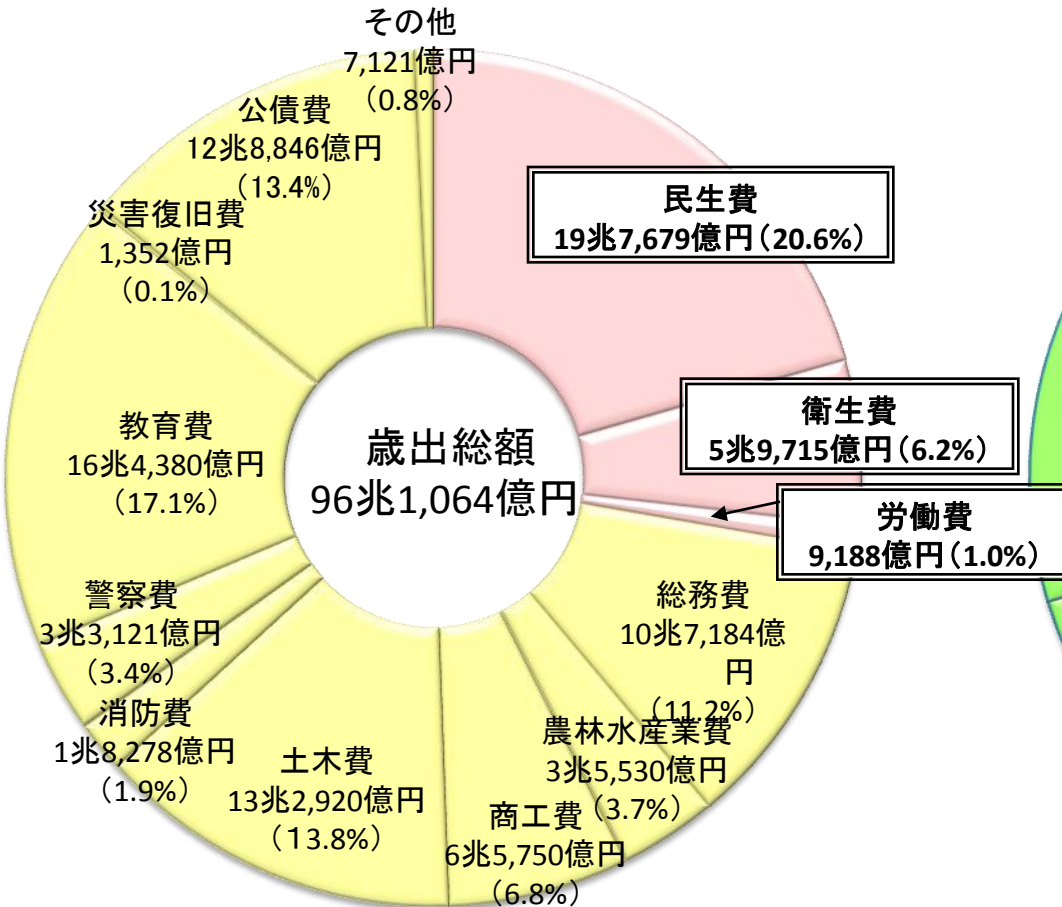
一般歳出に占める社会保障関係費の割合 53.1%

歳入

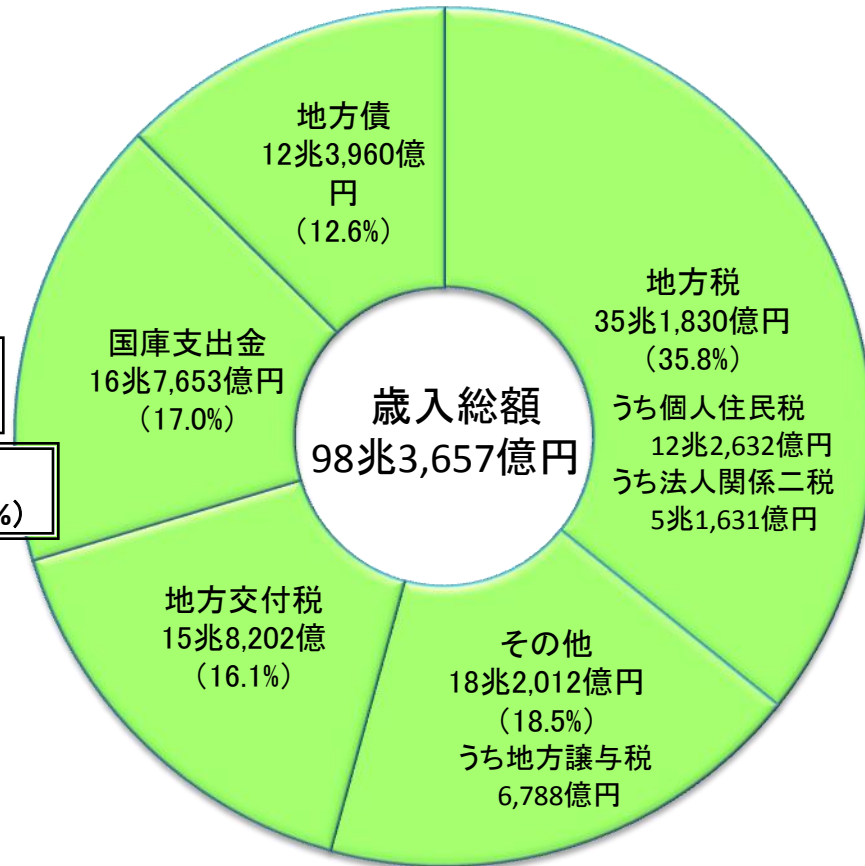


地方の普通会計決算の概要(平成21年度)

歳出



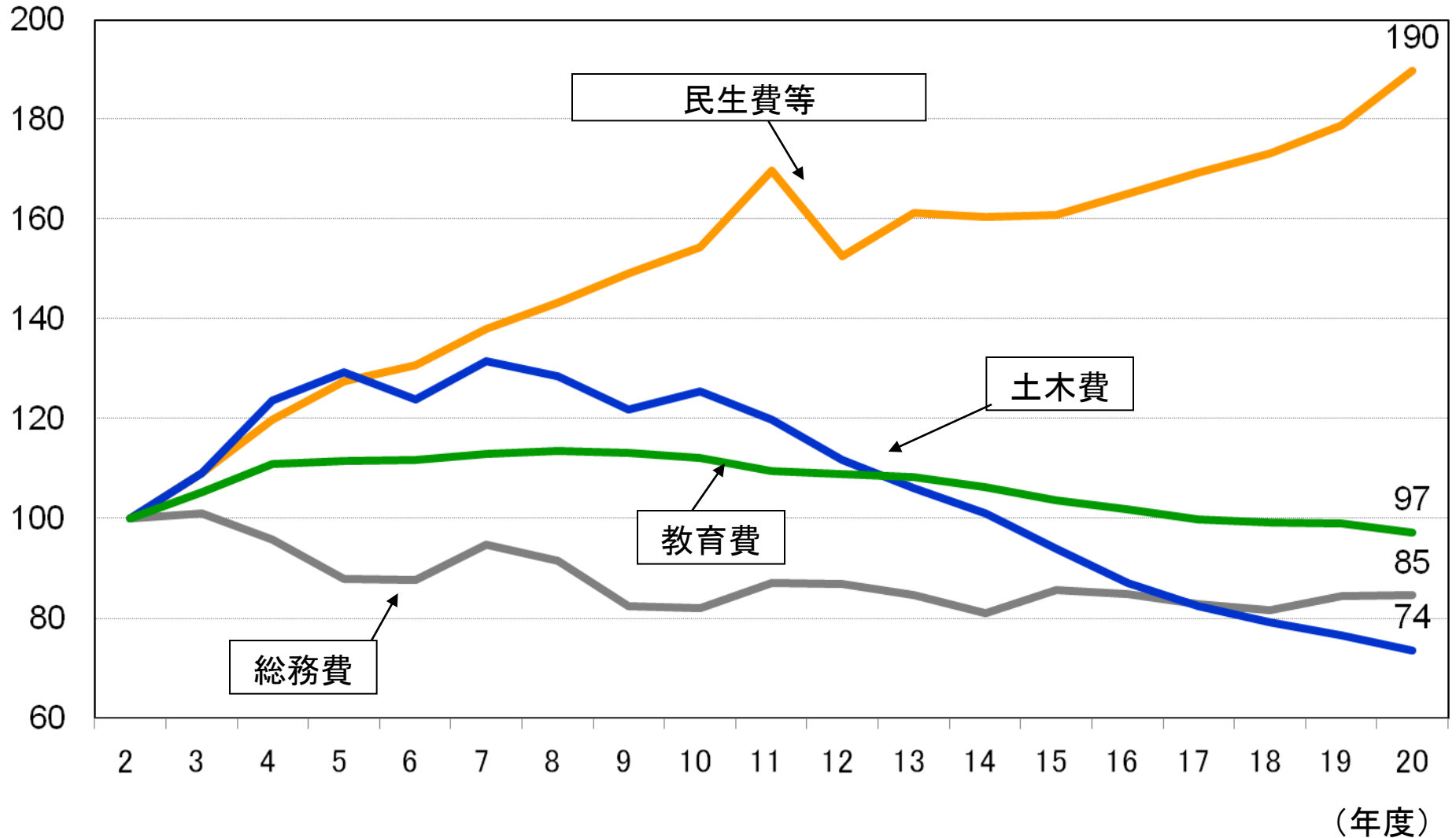
歳入



(注) 民生費には、社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費、災害救助費が含まれる。
衛生費には、公衆衛生費、結核対策費、保健所費、清掃費が含まれる。

資料：総務省「平成22年版 地方財政白書」をもとに作成

地方における目的別歳出構成の推移



(注1) 民生費等とは、決算統計の民生費・衛生費・労働費から災害救助費・清掃費を除いたもの。

(注2) 数値は平成2年度の各費目ごとの地方歳出決算額を100としたときの指数。

資料：総務省「平成21年度地方公共団体普通会計決算の概要」をもとに作成

国際機関等が定めている社会保障の規模を表す指標 (各種国際基準)

	各種国際基準の概要
<p>S N A</p> <p>System of National Accounts</p> <p>(UN「国民経済計算」)</p>	<p>「国民経済計算(System of National Accounts, SNA)」は、わが国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国際連合の定める国際基準に準拠しつつ、統計法に基づく基幹統計として、国民経済計算の作成基準及び作成方法に基づき作成されている。また2000年からは、1993年に国連が加盟各国にその導入を勧告した国民経済計算の体系(93SNA)を用いて記録が行われている。</p> <p>http://www.esri.cao.go.jp/ip/sna/menu.html</p>
<p>ESSPROS</p> <p>The European System of integrated Social Protection Statistics</p> <p>(EUROSTAT「欧州統合社会保護統計」)</p>	<p>「欧州統合社会保護統計(European System of Integrated Social Protection Statistics)」は、EC(European Commission)加盟国間の社会保護政策の国際比較のためにつくられ、EUROSTAT(欧州統計局)から毎年公表されている。ここでは、加盟国の社会保護給付とその財源構造について統一的に比較している。基本システム(Core System)では1990年から継続的整備をおこなっている。また、モジュール(調整表)としては、年金受給者や純社会給付などが参考資料として整備されている。</p> <p>http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/social_protection/introduction</p>
<p>S O C X</p> <p>Social Expenditure Database</p> <p>(OECD「社会支出統計」)</p>	<p>「社会支出統計(Social Expenditure Database)」は、OECD加盟国の社会政策の指標として開発された。ここでは、国際比較可能な公的(義務的・任意私的)社会支出が制度レベルで集計されている。2010editionからは、2007年の純社会支出推計を27加盟国について追加した。(注)支出データであり給付に限定していない。財源データは整備していない。</p> <p>http://www.oecd.org/document/9/0,3746,en_2649_34637_38141385_1_1_1_1_00.html</p>
<p>S H A</p> <p>A System of Health Accounts</p> <p>(OECD「保健医療支出推計」)</p>	<p>「保健医療支出推計(A System of Health Accounts)」は、2000年に「国民保健計算(National Health Account)」の国際基準としてSHA 1.0基準の推計をOECDが開始した。保健にかかる物品およびサービスの支出にかかる財政の流れを示している。また、2007年にSHA 2.0が出され、WHOやEUROSTATと共同で、増大する政策分析のニーズに対応するよう改訂作業が行われている。</p> <p>http://www.oecd.org/document/8/0,3746,en_2649_37407_2742536_1_1_1_37407_00.html</p>